

# 五 籃 会 会 則

## (名称及び事務局)

第1条 本会は、「五籃会」と称し、事務局を筑波研究学園専門学校内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、本校で学ぶ学生が、将来の産業社会を担う優れた人材として成長するため、保護者と学校とが密接に連携協力し、学習環境の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産業研究に関する支援活動
- (2) 学生行事に関する支援活動
- (3) 学生の課外活動への支援
- (4) 学生の健康管理への助成
- (5) 会員の研修実施
- (6) 機関誌の発行
- (7) 学園環境整備への協力支援
- (8) 関係機関との交流活動
- (9) 会員相互の親睦と慶弔及び情報交流
- (10) その他

## (会員)

第4条 本会の会員は、本校学生の保護者及び本校の常勤教職員とする。

## (役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 (内 1名は学校長)
- (3) 幹事 20名程度 (保護者側)・6名程度 (学校側・会計を含む)
- (4) 監事 2名

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## (役員を選出)

第6条 本会の役員は、会員の中より選出するものとし、総会において決定する。

## (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長に協力し必要な事業にあたる。
- (4) 監事は、本会の事業並びに予算・決算に関する監査にあたる。

### (会議)

第8条 本会には、次の会議を置く。

- (1) 総会は毎年4月に開催し、次の事項についての議決を行う。但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。
  - ア 役員を選出
  - イ 事業報告及び決算の承認
  - ウ 事業計画及び予算の承認
  - エ 会務に関する事項
- (2) 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- (3) 役員会は、必要が生じた時は、総会の代行機関として、会務を執行することができる。但し、その執行状況について直後の総会で報告するものとする。

### (会費)

第9条 本会の会費は、次のとおりとし、年度の初めに納入するものとする。

- (1) 保護者会員 年額12,000円  
但し、複数の学生の場合には一人分とする。
- (2) 本校の常勤職員については、徴収しない。
- 2 第3条第9号で定める事業のうち、学校が直接係わる部分で要する経費については、学校が負担する。

### (会計)

第10条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (慶弔に関する事項)

第11条 会員及び学生の慶弔については、別に細則で定める。

### 付 則

- 1 この会則の改廃は、総会の議決を経て行う。
- 2 この会則は、昭和62年4月15日より実施する。
  - (平成元年4月16日 改正)
  - (平成3年4月10日 改正)
  - (平成14年4月10日 改正)
  - (平成19年4月10日 改正)
  - (平成22年4月10日 改正)
  - (平成27年4月10日 改正)